

令和6年度 いじめ問題対策基本方針

岡山県立誕生寺支援学校

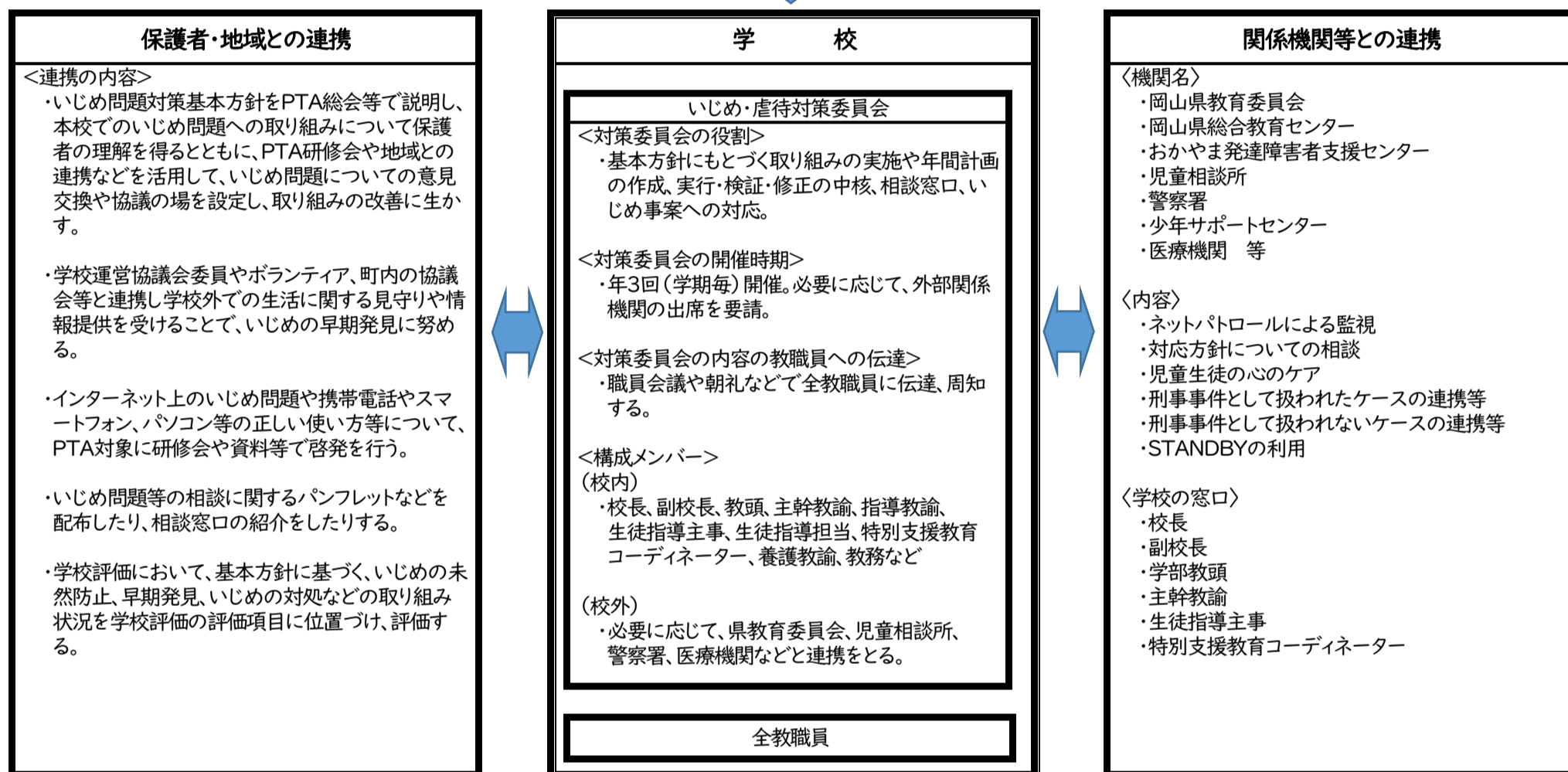
いじめに関する現状と課題

本校のいじめ認知件数は、年間数件程度で推移している。障害特性やコミュニケーション力の未熟さなどが原因となることもあり、適切な支援、指導が求められている。携帯電話（スマートフォンを含む）やパソコンなどを利用している児童生徒や家庭も多く、SNSを媒介とした生徒同士や卒業生などのトラブルが発生することもある。現在、各学部、学年やコースを中心にいじめ問題への対応を行うとともに、特に SNS に関連して発生するトラブルへの対応や未然防止の取り組みをより強く推進するために、寄宿舎や他学年とも連携を図っているが、学校としての組織的対応が一層求められる。また、いじめの早期発見や適切な対処のために教職員研修の充実も必要である。



いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校として組織的な取組を推進するため、「いじめ・虐待対策委員会」には、管理職をはじめ、各学部の生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、指導教諭、養護教諭、教務などが参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
 - ・児童生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果をもとに、校内研修や保護者対象の講演会を実施する等、児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
 - ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の主体的な活動を進められるよう、誰もが活躍できる場を設定し、自己有用感や自己肯定感、充実感を感じられる学校作りを進める。
 - ・いじめの早期発見のため、定期的にアンケートを実施し、併せて教育相談も行う。得られた情報は教職員間で共有する。
- <重点となる取組>
- ・いじめの早期発見のため、チェックリストを利用して学校や家庭における日常的な観察を行う。また、教職員の指導のあり方を自己点検できるよう、チェックリストを活用する。
 - ・全校児童生徒を対象に、いじめに関するアンケートを実施したり、教育相談を推進したりすることで、いじめの早期発見に努める。
 - ・児童生徒の実態に応じて、小学部低学年から段階的に情報モラルについて指導を行う。



学校が実施する取り組み

いじめの防止	<p>（教職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のために生徒指導校内研修パッケージを利用して研修を行う。 <p>（居場所づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事などの特別活動等の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校作りを進める。 <p>（情報モラル教育）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性と共に情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を育てる。 <p>（日常的な観察）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や家庭内における日常的な観察を行い、いじめの早期発見に努める。
早期発見	<p>（実態把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査・確認を行う。 ・児童生徒の心のアンケート調査後に教育相談（学期ごとに年3回）を行い、生活の様子を把握したり、いじめの早期発見を図ったりする。 <p>（相談体制の確立）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任、学年を中心に、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、養護教諭とともに連携を図り、すべての教職員が児童生徒の変化を見逃さず、児童生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談できたりするような体制を整える。 ・匿名によるいじめ等の相談アプリSTANDBYの活用をする。
いじめへの対処	<p>（いじめの有無の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童生徒がいじめを受けているとの通報を受け、その可能性がきらかになったときは、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その旨を生徒指導主事に報告する。 <p>（組織的な対応についての検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめと認められる事案の場合は、即時に状況把握をし、対応委員会を開催する。 ・いじめの未然防止や組織的な対応を検討するため、校内のいじめ・虐待対策委員会を開催する。（年3回） <p>（いじめられた児童生徒への支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめが確認された場合は、いじめられた児童生徒を守り抜くことを最優先し、当該児童生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ・いじめが止んでいる状態でも、3ヶ月以上状況を把握する。また本人保護者の心理状態も把握する。 <p>（いじめた児童生徒への指導）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは絶対に許されない行為であること等に気付くことができるよう、適切かつ毅然とした対応をとるとともに、健全な人間関係を営む力の育成を図る。